

総社市交通事故見舞金支給条例施行規則をここに公布する。

令和4年7月12日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市交通事故見舞金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市交通事故見舞金支給条例（令和4年総社市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(踏切内における事故)

第3条 条例第2条第1号に規定する踏切は、日本国内の踏切とし、歩行者の踏切内における死傷した事故は、踏切内において、列車が相手方である人身事故により、歩行者が死傷した事故とする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 条例第3条に規定する遺族の範囲は、交通事故により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例（平成31年総社市条例第14号）第12条第1項の規定により、当該者とパートナーシップの宣誓をした者であって、同条第2項に規定するパートナーシップ登録簿に登録されているもの（次号において「パートナーシップ登録者」という。）
- (2) 当該者の子（パートナーシップ登録者の子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

2 前項各号に掲げる者の見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序（第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序）とし、かつ、死亡した者と生計を一にしていた者を先順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

3 見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上あるときは、当該遺族のうちから代表者1人を定めなければならない。

(申請)

第5条 条例第5条に規定する見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交通事故見舞金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 死亡見舞金

ア 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（歩行者の踏切内における死傷した事故を除く。）

イ 交通事故の内容を証する書類（歩行者の踏切内における死傷した事故に限る。）

ウ 死亡診断書又は死体検案書

エ 戸籍謄本

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金

ア 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（歩行者の踏切内における死傷した事故を除く。）

イ 交通事故の内容を証する書類（歩行者の踏切内における死傷した事故に限る。）

ウ 医師の診断書

エ その他市長が必要と認める書類

(支給決定等)

第6条 市長は、条例第5条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給を決定したときは、交通事故見舞金支給決定通知書（様式第2号）により、見舞金を支給しないことを決定したときは、交通事故見舞金不支給決定通知書（様

式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給の制限)

第7条 条例第6条第1号に規定する故意によるときは、条例第3条各号に規定する者が交通事故を意図的に起こしたときをいい、重過失によるときは、条例第3条各号に規定する者が起こした交通事故が、次の各号に掲げる運転によるときをいう。

- (1) 無免許運転(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。)第64条第1項の規定に反する運転をいう。)
- (2) 飲酒運転(法第65条第1項の規定に反する運転をいう。)
- (3) 過労等運転(法第66条の規定に反する運転をいう。)
- (4) 制限速度(法第22条第1項に規定する最高速度をいう。)を時速30キロメートル以上超過した運転
- (5) 共同危険運転(法第68条の規定に反する行為を伴う運転をいう。)
- (6) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の、乗車用ヘルメットを装着しない運転
- (7) 整備不良車両(法第62条に規定する整備不良車両をいう。)の運転

(見舞金支給に係る調査)

第8条 市長は、条例の施行に際し、必要があると認めるときは、見舞金の支給を受けた者若しくは受けようとする者又は関係者に対して、報告させ、又は事情を聴取することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

交通事故見舞金支給申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名
(署名又は記名押印)
対象者との関係
電話番号

総社市交通事故見舞金支給条例第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対 象 者	住 所				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	
	種 類	<input type="checkbox"/> 死亡見舞金			
		<input type="checkbox"/> 傷害見舞金	入院 日間	年 月 日から	年 月 日まで
	事故発生日時	年	月	日	時 分頃
	事故発生場所				
事 故 内 容					
<input type="checkbox"/> 見舞金支給の対象となった交通事故は、対象者の故意又は重過失によるものではありません。					

振込口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	フリガナ 名義人

<遺族代表者指定の同意>

上記交通事故見舞金の申請及び受領に関し、総社市交通事故見舞金支給条例施行規則第4条第3項に定める同順位の者から同意を得ています。

申請者氏名 _____

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

総社市長



交通事故見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった交通事故見舞金については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---------|-------|---|-------|
| 1 種類 | 死亡見舞金 | ・ | 傷害見舞金 |
| 2 支給決定額 | | | 円 |

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

総社市長



交通事故見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった交通事故見舞金については、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

不支給の理由